



長野県報

5月1日(木)
平成15年
(2003年)
第1452号

目次

告示

廃川敷地等(河川課)	1
長野県収入証紙条例に基づく売りさばき人の名称変更の届出(会計局)	1
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	1

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(産業振興課)	2
長野県都市計画公聴会の中止(都市計画課)	2
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活保安課)	2
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許センター)	3



長野県告示第268号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成15年5月1日

長野県知事 田中康夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 精進場川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年5月1日

3 廃川敷地等の位置

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字雲場橋東下369番2地先、北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地川上374番2地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 620.73平方メートル

5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県松本地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成15年4月1日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成15年5月1日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

新名称 社団法人 全国軽自動車協会連合会長野県事務取扱所松本分室 分室長 杉山義明

旧名称 社団法人 全国軽自動車協会連合会長野県事務取扱所松本分室 分室長 山岸 明

会計局

選告示第30号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成15年5月1日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる病院中

「小海赤十字病院」 南佐久郡小海町大字豊里80」
を

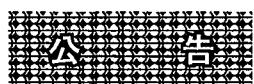
「佐久総合病院小海分院」 南佐久郡小海町大字豊里78」
に、

「市営 伊那中央総合病院」 伊那市大字伊那298-1」を
「伊那中央病院」 伊那市大字伊那1313-1」に
改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中「北佐久郡望月町大字望月452」を「北佐久郡望月町大字望月285-2」に、

「飯田市立養護老人ホーム ハート ヒル川路」を

「社会福祉法人 ゆいの里 養護老人ホーム ハートヒル川路」に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティーおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫㈱

岡谷市郷田1-3-1

3 變更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
丸興工業㈱	神奈川県藤沢市長後1271	橋本信幸

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
諏訪倉庫㈱	岡谷市郷田1-3-1	小宮山利治郎

4 變更した年月日

平成15年4月12日

5 届出年月日

平成15年4月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年5月1日から平成15年9月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年5月2日に開催を予定していた飯綱高原都市計画区域指定案並びに同都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年5月1日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年5月1日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参考範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考查を行う。（所要時間60分）
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。